

セーフティネット保証4号について（新型コロナウイルス感染症関連）

◆セーフティネット保証4号の発動について

経済産業省は、先般発生した新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号を発動することを決定しました。この措置により、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業について、一般保証と別枠の保証が可能となります。

【指定地域】 47都道府県

【指定期間】 令和2年2月18日から令和3年12月1日まで（延長されました）

※ 指定期間とは、認定申請をすることができる期間を言います。

※ 指定期間は3ヶ月ごとに調査の上、必要に応じて延長されます。

◆認定要件

1、対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している中小企業等。

2、企業認定基準

次の（イ）～（ロ）のいずれにも該当すること。

（イ） 津野町において、事業を行っていること。

（ロ） 新型コロナウイルス感染症に起因して、その事業に係る当該感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

◆認定に必要な書類

- 1、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書
- 2、中小企業信用保険法第2条第5項第4号 別紙
- 3、売上高等の減少や実績を確認することができる様子書類
- 4、法人（個人）の实在が確認できる書類（例：法人謄本又は抄本、確定申告書等）
- 5、委任状（※ 第三者が申請手続きを行う場合は、委任状が必要です。）

※ 申請者住所の欄は、個人宅の住所ではなく対象事業所の所在地を記載してください。

※ 減少率の計算については、小数点第2位以下を切り捨てて表記してください。

※ 認定の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。

《お問い合わせ先》

津野町役場産業課

TEL 0889-55-2021